

## 国の基本方針と八王子市の課題との関係整理

| No. | 項目                            | 国の考え方(市町村に関わるもの)                                                                                                | 10期計画に反映する箇所                                                                                    | 対応する課題                                             |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1   | 2040年を見据えた中長期的なサービス見込量の推計     | 第10期計画では、計画期間中のサービス量だけでなく、2040年度を含む中長期的なサービス見込量を推計することが必須になる。                                                   | ・介護保険事業の見込みと保険料                                                                                 | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 2   | 高齢者向け住まいの定員・入居状況を踏まえたサービス量の検討 | 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が、実質的に介護ニーズの受け皿になっているため、市町村はその状況をサービス見込量に反映する必要がある。                                        | ・介護保険事業の見込みと保険料<br>・施設整備方針                                                                      | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 3   | 高齢者向け住まいにおける「囲い込み」対策への対応      | 給付適正化や地域包括ケアの観点から、住宅型有料老人ホーム等のサービス利用状況を把握することが重要。                                                               | ・介護保険事業の見込みと保険料<br>・施設整備方針                                                                      | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 4   | 中山間・人口減少地域等におけるサービス提供体制の維持    | 地域ごとの高齢者人口やサービス需要の変化を把握し、サービス提供が困難になりつつある地域について、早期に対応を検討する必要がある。                                                | ・介護保険事業の見込みと保険料<br>・施設整備方針                                                                      | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 5   | 特定地域サービス・特定地域居宅サービス等事業の活用検討   | 特定地域サービスは都道府県の地域指定等も関係しますが、実際に地域課題を把握し、活用の必要性を検討するのは市町村の重要な役割となる。特に「特定地域居宅サービス等事業」は、市町村が地域支援事業として実施する仕組みとなっている。 | 施策目標01<br>住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている                                                     | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 6   | 医療計画との整合と在宅医療・介護連携の強化         | 医療計画そのものは都道府県が策定しますが、市町村は介護保険事業計画において、在宅医療・介護連携、慢性期医療需要、看取り、入退院支援等を踏まえる必要がある。                                   | 施策目標02<br>医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている                                                         | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備<br>・ACP・死後事務等への対応           |
| 7   | 介護保険施設等における協力医療機関の確保支援        | 協力医療機関の確保は施設側の義務ですが、市町村は地域の医療・介護連携の観点から、状況把握や支援を行うことが求められている。                                                   | 施策目標01<br>住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている<br>施策目標02<br>医療と介護が一体的に提供され、在宅での生活が継続できている          | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備                             |
| 8   | 認知症施策の推進と認知症施策推進計画との一体的策定     | 認知症施策は市町村計画において重要な位置付けです。認知症基本法に基づく認知症施策推進計画と、介護保険事業計画を一体的に策定することも可能。                                           | 施策目標05<br>認知症への理解と備えが広がり、認知症の人と共に尊厳と希望をもって暮らしている                                                | ・実効性の高い認知症施策                                       |
| 9   | 頼れる身寄りがいない高齢者等への相談支援体制        | 地域包括支援センターの総合相談支援の対象として明確化される（令和9年に法改正予定）。                                                                      | 施策目標08<br>高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている<br>施策目標09<br>高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている | ・相談体制の再編<br>・頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制<br>・ACP・死後事務等への対応 |
| 10  | 地域包括支援センターの機能強化               | 地域包括支援センターには、従来の介護予防ケアマネジメントや総合相談に加え、身寄りのない高齢者、地域課題の把握、多機関連携など、より広い役割が求められる。                                    | 施策目標07<br>多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決している<br>施策目標08<br>高齢者や介護者の様々な困りごとが、身近な場所で安心して相談されている          | ・相談体制の再編                                           |
| 11  | 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備    | 通いの場を基盤に、介護予防だけでなく、地域の支え合い、多世代交流、生活課題への対応を進める拠点機能が重視される（主に人口減少地域）。                                              | 施策目標09<br>高齢者の多様なニーズに対応する支援や見守りが、多様な主体から提供されている                                                 | ・EBPMに基づいた効果的な介護予防の充実<br>・多様性配慮・多世代交流              |

| No. | 項目                      | 国の考え方(市町村に関わるもの)                                                                   | 10期計画に反映する箇所                                                                                | 対応する課題                 |
|-----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 12  | サービス・活動Cの実施と効果評価        | サービス・活動Cについて、令和9年度からレセプトデータとして実施状況を把握する仕組みが予定されている。                                | 施策目標11<br>住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている<br>施策目標12<br>望む暮らしの再獲得（リエイブルメント）が可能になっている | ・EBPMに基づいた効果的な介護予防の充実  |
| 13  | 看護小規模多機能型居宅介護等の広域利用     | 地域密着型サービスは原則市町村単位ですが、看多機などは単独自治体で整備が難しい場合があるため、隣接自治体との連携による広域利用が求められる。             | 施設整備方針                                                                                      | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 14  | 地域リハビリテーション活動支援の推進      | 都道府県のリハビリテーション支援体制と連携しながら、市町村は地域ケア会議、通いの場、訪問・通所事業所等で専門職の関与を進める必要がある。               | 施策目標11<br>住民が介護予防に資する活動に取り組む、要支援・要介護状態になりにくくなっている<br>施策目標12<br>望む暮らしの再獲得（リエイブルメント）が可能になっている | ・EBPMに基づいた効果的な介護予防の充実  |
| 15  | ケアマネジャー支援と研修受講環境の整備     | ケアマネジャーの更新制廃止や研修見直しは都道府県が主に関わりますが、市町村も地域のケアマネジャー不足や質の確保に関わるため、支援策を計画に位置付けることが望ましい。 | 施策目標15<br>介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている                                            | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 16  | 在宅介護従事者の安全確保・ハラスメント対策   | 訪問介護、訪問看護、居宅介護支援などの在宅サービス従事者の安全確保について、市町村も事業者支援や周知を行う必要がある。                        | 施策目標01<br>住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている                                                 | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 17  | 要介護認定の迅速化・申請代行者拡大への対応   | 要介護認定は市町村の中心的業務です。令和9年4月から申請代行できる事業者・施設が拡大される。                                     | 施策目標14<br>自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている                                                | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 18  | 介護情報基盤・ICT活用への対応        | 介護情報基盤は、自治体、介護事業所、医療機関等が情報共有する仕組みです。市町村はシステム標準化、データ移行、同意取得等の準備が必要です。               | 施策目標14<br>自立に向けて、必要なサービスを提供するために適切な認定が行われている                                                | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 19  | 介護給付適正化・運営指導との連携        | 運営指導の多くは指定権者である都道府県等の役割もありますが、市町村は保険者として、給付適正化や地域密着型サービスの指導監督に関わります。               | 施策目標01<br>住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている                                                 | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 20  | 介護人材確保・生産性向上への市町村としての支援 | 都道府県計画では人材確保・生産性向上・経営改善が必須記載事項ですが、市町村でもサービス基盤維持のために取組を記載することが望ましい。                 | 施策目標15<br>介護人材が十分に確保され、やりがいを感じながら、無理なく、効率的に働いている                                            | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |
| 21  | 災害時における高齢者支援体制          | DWATの登録や派遣体制は国・都道府県が中心ですが、市町村は避難行動要支援者、福祉避難所、在宅避難者支援、災害ケースマネジメントなどを地域で実装する役割がある。   | 施策目標01<br>住み慣れた地域で、状態に応じた必要な介護サービス等が提供されている                                                 | ・中長期的なサービス安定供給に向けた基盤整備 |